

副本

平成27年(行ウ)第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国(処分行政庁 外務大臣)

証拠説明書(2)

平成28年7月29日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

被告指定代理人

- 大 津 由 香()
- 梶 山 大 輔()
- 吉 田 一 作() (代)
- 野 村 恒 成() (代)
- 町 田 穂 高() (代)
- 菅 谷 正 道() (代)
- 岡 田 悠 季() (代)
- 今 西 淳() (代)
- 石 川 真 由 美() (代)
- 高 橋 潤() (代)

略語等は、準備書面等の例による

号証	標目 (作成者) (原本・写しの別)	作成年月日	立証趣旨	
乙9	陳述書 (外務省北米局日 米地位協定室長 野村恒成)	原本	平成28年7月29日	本件文書1が不存在であること、並びに日米双方の合意がない限り公表されないとされた文書を日本が米国の同意なく開示した場合、日米間の信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌憚のない意見交換や協議を行うことが困難となるおそれ及び米軍施設・区域をめぐる諸問題に対する日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害することとなり、国の安全が害されるといったおそれがあること
乙10	答申書の交付に ついて (審査会)	写し	平成28年6月9日	本件答申の内容
乙11	東京高等裁判所 平成28年5月1 8日判決 (裁判所書記官 小林久美子)	写し	平成28年5月18日	情報公開法5条3号の解釈に関する裁判例。 行政機関の長の第一次判断を尊重し、その判断が合理的なものとして許容される範囲内であ

				るかどうかを審理されるべきであって、同号に該当する旨の行政機関の長の判断が社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったものとは認められない旨及び、行政機関の長の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったことについて原告に立証責任がある旨判示したこと
乙12	東京地方裁判所 平成27年11月 26日判決 (裁判所書記官 小島和亨)	写し	平成27年11月26 日	同上〔乙11の原審〕
乙13	大阪高等裁判所 平成28年6月2 9日判決 (裁判所書記官 山本正俊)	写し	平成28年6月29日	同上